

# 本願寺史料研究所報

## 第 71 号

発行所

本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

電話

龍谷大学大宮図書館内  
〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松 徹眞

発行日

二〇二六年九月三〇日

### 明和の法論における直接対論の記録(一)

——『対論筆記』と『鞘之間論議』との対照——

安部 弘得

はじめに

筆者は『本願寺史料研究所報』第六四号において「明和の法論をめぐる対論書について——『対論筆記』の紹介を兼ねて——」(以下、前稿と称す)を発表し、明和年間に西本願寺において生じた教学論争「明和の法論」に関する新史料『対論筆記』(本願寺史料研究所保管)を紹介した。本稿はその続稿である。

「明和の法論」は、明和元年(一七六四)七月、播磨真浄寺智暹(一七〇二―一七六八)が『浄土真宗本尊義』

を著したことにはじまる。同書において智暹は、当時学林の正統説であった第四代能化・法霖(一六九三―一七四一)の本尊論を暗に批判し、あわせて法霖の教学を「一益達解(一益法門)」と非難した。

この論争をめぐるのは、同四年五月十七日と二十三日の二度にわたり、本山対面所(鞘の間／狭屋の間)において直接対論が交わされ、その様子は学林側・智暹側の双方によって記録された(以下、各々を「学林対論書」「智暹対論書」と称する)。

ただ、この二系統の記録は等しく扱われてきたわけではない。先行研究では、学林対論書よりも智暹対論書『鞘之間論議』のほうが正確であるとの評価がなされ、学林対論書が顧みられることはなかった。前稿はかかる傾向を批判的に再検討し、学林対論書の一つである『対論筆記』の史料的价值を主張するものであった。

ただし、『対論筆記』と『鞘之間論議』との具体的な

対照作業は、なお課題として残されていた。そこで本稿では、この課題に取り組みたい。

以下、『対論筆記』と『鞆之間論議』とを対照し、両書の異同のうち、特に注目すべき箇所を抽出して考察する。なお、前述の通り直接対論は二回おこなわれたが、紙幅の制限により、本稿では一回目の対論のみを考察対象とする。二回目については別稿に改めたい。

両書の異同は概ね次の三つに分類される。

- ・第一類——『対論筆記』にのみ見える箇所
- ・第二類——『鞆之間論議』にのみ見える箇所
- ・第三類——両書間に対応関係を有しつつ、内容上の異同を示す箇所

次節より各類に即しながら論を進める。両書の全文対照表は本稿10頁以下に付したので、適宜参照されたい。

一 『対論筆記』にのみ見える箇所（第一類）

本節では、『対論筆記』にあつて『鞆之間論議』にない箇所を取り上げる。まず、具体例として【表1】を提示する。

【表1】（全文対照表23～24頁。括弧付アルファベットは引用者による。以降の表についても同様。）

| 『対論筆記』                                                                                                                    | 『鞆之間論議』                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一私義ソモく霖師ノ書ヲ見テ<br>已来三十年、或ルトキハ尊<br>信頂戴シ、或トキハ疑惑ヲ<br>生シ、多年研究シテ申出ル<br>義ナレハ、其余ニモカス<br>く不審ノ文モコレアリ候<br>ヘトモ、先一文ツ、会通ナ<br>サレ下サレ候へ（A） | ●智遲云。凡霖師一代ノ著述。<br>或時ハ尊信シテ是ヲ読ミ。<br>或時ハ疑惑シテ此ヲ見ル。<br>三十年来研覈シテイフナ<br>リ。アニ容易ノ論ナランヤ。<br>今此文ヲ論シ已ラハ。余文<br>ニ及フヘシ。（A'） |
| 一正定ノ言ハ必定ノ必ノ字ヲ含<br>ム、何故必至滅度、住正定<br>故、何故言正定、必至滅度<br>故ト云、コノユヘニ密益ニ<br>通スト云、穢土ノ仮名人・<br>浄土ノ仮名人不一不異、何<br>ソ密益ナシト云ハンヤ（B）           |                                                                                                              |
| 一穢土仮名人・浄土仮名人トハ<br>前念・一念ナリ、今密益ト<br>同シカラス（C）                                                                                |                                                                                                              |
| 一密益トハ蓮華ノ中ヘオサメラ<br>ル、ト同シコト、一念ノト<br>キ蓮胎中ニ入レトモ衆生ハ<br>不知、是ヲ密ト云（D）                                                             | ○功存云。此界ニ於テ蓮華ノ<br>中ニ託スルニ非スヤ。コレ<br>密益ニアラスヤ。（D'）                                                                |

議論の流れを上段（A）～（D）に沿って確認してみたい。

(A) は智暹の発言である。自身が法霖の著述を三〇年間にわたり研究するなかで、尊信と疑惑との両念を懐いてきた旨を述べ、不審の文は数多くあるが、まず一文ずつ順に会通するよう学林側に促している。

(B) は学林側（下段から推するに学林代講・功存）の発言である。法霖著述の『浄土折衝篇』（以下『折衝篇』と称す）の一文を典拠としたうえで、当来における滅度の利益が密益として現生にも通じる旨を述べ、ゆえに「穢土ノ仮名人」と「浄土ノ仮名人」とが「不一不異」の関係にあると論じる。

(C) は智暹側の反論である。穢土の仮名人と浄土の仮名人とは、前念（往生前）と一念（往生後）とにおいて峻別されるべきものである。ゆえに、ここでいう密益と同じではない、と学林側の論理を否定する。

これに対して、(D) では学林側が次のように反駁する。密益とは浄土の蓮華のなかに摂められることと同義であり、衆生は（信の）一念のときに蓮胎のうちに入るけれども、当人自身はそれを知らない。この事態を称して「密」というのである、と。

上段においては、智暹側と学林側とのあいだに「一念」の用法上の食い違いは認められるものの、議論の流れそのものは明瞭に把握しうる。

一方、下段においてはかかる流れを追うことは難しい。というのも、上段の (B) (C) に対応する箇所が下段にはなく、(A') と (D') とが対話として連関しないか

らである。

すなわち、『対論筆記』を用いることによって、『鞞之間論議』のみでは脈絡を追いきい部分を補うことができる。この点に『対論筆記』の有用性の一端が見出せる。

続いて、第一類に属す別の事例を紹介したい。以下に提示する【表2】から確認できるのは、当該箇所が『対論筆記』にのみ見えること、および智暹側にとって不利な内容であることの二点である。

【表2】（全文対照表25頁）

| 『対論筆記』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 『鞞之間論議』                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 然ラハ其許ノ樹心録ニモマ<br/>キラハシキ文有、彼第二<small>四十</small><br/>云、言無碍信海者約<small>二</small>徳用<small>一</small><br/>而説、無碍者謂生ト死即<br/>是涅槃、煩惱・菩提体無二也<br/>ト、已ニ此文信ノ徳用ト云<br/>ハハタラキナリ、然ラハ信<br/>ヲウレハ生ト死即涅槃ノハ<br/>タラキアリト云コトカ、霖<br/>師ノ説モ樹心録ノコ、ロモ<br/>共ニ法体ノ徳ヲ云ハ同シコ<br/>ト、何ノ疑フ処アルヤ、自<br/>ノ書ニハ法体ノ徳ノ融シタ<br/>ルコトヲ云ヒテ、他ノ説ヲ<br/>難スルト云ハナントモ心得<br/>カタキナリ (A)</p> | <p>○天倪云。生死即涅槃ト云モ。<br/>亦是法ニ約ス。爾ルニ樹心<br/>録ニ云。言無碍信海者。<br/>約徳用ニ而説。無碍者。謂<br/>生死即涅槃煩惱即菩提。体<br/>無二之義也。コレ自己ニハ<br/>法ニ約シテ現生ノ一益ヲ談<br/>ス。而シテ他ヲ難スルハ如<br/>何。(A')</p> |

一 イヤ私力樹心ノ文ハ信心ヲ ● 智暹云。ステニ信ノ徳用ト

|                                                                |                                                 |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ウレハソノ無碍ノ信海ノ徳<br>用ニテ、当来ハ生死即涅槃、煩惱・苦体無二ト申スコ、ロナリ (B)               | 云ヘリ。コレ信ノ益ニテ。当来ニ生死即涅槃ノ証ヲヒラク。此土ニシテ不二門ヲ証スルニ非ス。(B') |
| 一テモ樹心ニ当来ノ言ナシ、然レハ信ヲ得タル処生死即涅槃ノ義ナリ (C)                            | ○功存・継成・天倪。並言シテ云。ア、何ノ言ソヤ。録ノ文ニ当来ノ言ナシ。何ソ転計スルヤ。(C') |
| 一イヤソレハ当来ノ言ナクテモ意ハ当来ト云コト也 (D)                                    |                                                 |
| 一ソレハ無理非道、サヤウノコトテハ一向論談ハナラヌ、自分ノ書ハ文字カナクテモ意カアルト許シ、他人ノ書ニハナセ許サスヤ (E) |                                                 |

右は、学林側が智暹の著述『愚禿鈔樹心録』(以下『樹心録』と称す)のなかの一文を問題にしている場面である。上・下段の両方を参照しながら議論の流れを追ってみたい。

まず、(A)(A')において学林側は次のように発言する。『樹心録』では信心の徳用の面からいえば生死即涅槃・煩惱即菩提である旨が説かれている。それは法体の徳として滅度の利益が現生に及ぶという法霖説と同じではないか、と。つまり、学林側は相手(智暹)の著述を用いることによって、自説の正しさを主張している。

一方、智暹は次のように反論する。『樹心録』の意は、信心を獲れば、その無碍の信海の徳用によって「当来」は生死即涅槃・煩惱即菩提となる、と。(B)(B')

しかし、学林側は智暹の失を見逃さない。『樹心録』には「当来」の語はない。原文を後から捻じ曲げるべきではない、と非難する。(C)(C')

注目すべきは、上段にのみ見られる(D)(E)の発言である。智暹は、『樹心録』に「当来」の語がなかったとしても、意は「当来」の文脈で書いたと反駁するが(D)、学林側は「そのようなことでは一向論談にならない。自分の書は文字がなくても意があると許し、他人の書にはなぜ許さぬか」と厳しく追撃する(E)。

この二文は明らかに智暹側に不利にはたらく記述である。智暹側の筆記者は、かかる点に配慮して、あえて当該二文を書き留めなかった可能性が高い。<sup>4)</sup>

このように、『鞞之間論議』を『対論筆記』と対照することによって、前者の筆記者が取捨選択しながら記録をおこなったであろう面が浮き彫りになる。

ただし、この結果は『対論筆記』の信頼性を直ちに保証するものではない。智暹側に取捨選択の筆記態度が看取されるということは、翻って、学林側の『対論筆記』においても同様の態度がはたっていた可能性を示唆するからである。この点については次節で検討したい。

## 二 『鞆之間論議』にのみ見える箇所(第二類)

前節では『対論筆記』にのみ見える箇所を取り上げたが、本節ではその逆、すなわち『鞆之間論議』にあつて『対論筆記』にない箇所を検討する。まずは【表3】を提示する。

【表3】(全文対照表33頁)

| 『対論筆記』                                       | 『鞆之間論議』                                                             |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 一大進殿、今日ハ晩景ニモ及フ、<br>論ヲヤメラレ重テ出合アル<br>ヘシト云      | 執事 <sup>大</sup> 進云。論時良久シ。<br>御前ニモ御退屈アルヘ<br>シ。今日ハ先ツコレマ<br>テニテ相止ラルヘシ。 |
| ○継成云。考ヘハ文証モナキ<br>コトハアルヘカラス。先ツ<br>預リ置申スヘシ。(C) | ○継成云。今日ノ論。半途ナ<br>リ。(A)                                              |
| ●智暹云。重テ現生一益ノ文<br>証ヲ出サルヘシ。(B)                 |                                                                     |

右は一回目対論の最終場面を示している。時刻が夕暮れに及んだため、本山執事・下間大進が智暹側・学林側双方に対し、対論をひとまず終了するよう指示している。注目すべきは上段の記述量の少なさである。下段と対比すれば明らかなように、『対論筆記』においては、第

一文より後の対話が記されていない。

下段によつて当該箇所を確認すると、学林臆満・継成が対論を終了するには中途半端である旨を述べ(A)、智暹が学林側に「現生一益」の文証(滅度が現生に及ぶという典拠)を提示するよう重ねて要求し(B)、これに対して継成が即答を避け、預かり置く旨を述べて(C)、対論が終了している。

【表3】における記載の有無は、各陣営の意図を映し出したものと考えられる。直接対論における争点の核は、先代能化・法霖が一益法門を説いたか否かであった。その点において智暹が学林側に迫った手段は、法霖弁護のため学林が唱えた密益説の文証提示を求めることであった。下段の(A)・(C)は、対論終了間際にあつても、なおその懸案が未解決のまま残されている事実を強調するために記されたものと推察される。すなわち、智暹側は次回対論を見据え、一旦突き付けたその切り札の効力を持続させたかったのである。

他方、『対論筆記』では当該箇所に対応する記載が見られない。この事実は、学林側にとつて文証提示こそが回避すべき急所であつたことを示していると考えられる。第一節の末尾に言及した学林側の筆記者による取捨選択の可能性は、【表3】の事例によつて裏付けられよう。

なお、『鞆之間論議』にあつて『対論筆記』にない箇所は、ほかに確認できる。例えば、全文対照表29頁や

31〜32頁では、下段の対話が連続しているのに対して、上段の記載が大幅に少ない。

ただし、これらの例は『鞘之間論議』の信頼性を保証するものではない。第一節で確認したように、同書にもまた、筆者が意図的に省略したと考える箇所が存するからである。

特定の箇所の有無をもって、一方が他方よりも正確であると判ずることはできない。両書の異同は、むしろ各筆者の立場の相違に由来するものとして読み解かれるべきである。<sup>5)</sup>

三 両書間に対応関係を有しつつ、内容上の異同を示す箇所（第三類）

第一・二節では、『対論筆記』『鞘之間論議』のいずれか一方にしか見えない箇所に焦点を当てた。本節で取り上げるのは、両書のあいだに対応する文がありながらも、内容面や分量に相違が見られる箇所である。まずは、具体例として【表4】を提示する。

【表4】（全文対照表23頁。傍線は引用者による。）

| 『対論筆記』                                                                     | 『鞘之間論議』                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 一 霖師一代ノ書正定・滅度二益ノ判分明ナリ、折衝篇ハ対他・破邪ノ書也、霖師宗義ヲ明スノ文何ノ処ニ一益ノ文アリヤ、又其方ハタ、此折衝ノ一文一句ヲ取テ強 | ○継成云。筆二著シテ邪義トイフモノ数多ナリ。コノ一文ニ就テ破スルヤ。ハタ多部ニ連貫シテ破セラル、ヤ。 |

テ霖師ヲ一益ノ邪義ト云ヤ、但シ霖師著述書通シテ難スルヤ

右は、学林側（下段から推するに継成）による智暹側への発言である。上段の大意を示せば次のようになる。「法霖師の生涯の著述には、正定聚と滅度との判釈が明確に示されている。『折衝篇』は対他・破邪の書である。霖師が宗義を明かした文のうち、どこに一益を説いたものがあるというのか。また、あなたはただ『折衝篇』の一文一句のみを取り上げて、強引に霖師を一益の邪義の唱導者と見なすのか。それとも、霖師の著述全般を通じて論難しているのか」と。

これに対応する下段の文は、上段に比べて短いものの、発言の趣旨は概ね一致している。しかしながら、両者を子細に比較すると、看過しがたい相違が一点存する。すなわち、上段において『折衝篇』が「対他・破邪ノ書」（傍線部）であることが明示的に強調されている点である。同書は華嚴宗・鳳潭の論難に応じて著された書物であり、その対外的性格を考慮せずに法霖を非難するのは筋違いである、と学林側は主張したかったのであろう。彼らにとって法霖への非難を払拭することは、本対論における目的の一つであった。それに関わる発言を綿密に記載することは、当然の措置といえる。

一方、下段にはかかる旨は記されていない。智暹側の立場からすれば、法霖の著述に一益法門と疑われる内容

があり、その点を指弾することに目的があつた。ゆえに『折衝篇』が對他・破邪の書か否かは詳記に値しないと判断したのであろう。

このように、両書に対応する箇所がありながらも、筆者の立場によつて内容面に相違が生じている。

また、同様の傾向は次に提示する【表5】にも確認できる。

【表5】(全文対照表15頁。網掛けは引用者による。)

| 『対論筆記』                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 『翰之間論議』                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一論者云、成程其通り、 <b>正定</b> 聚ニ住シテ必ス滅度ニ至ルヘキモノユヘ必定ト云、其 <b>正定</b> 聚トハ法前得ニテタトヘハ日光ノ及フ処暁トナル、暁ト日中ト別ナルヤウニ思ヘトモ、日輪ノ体ハ一ツニナル如ク、 <b>正定</b> 聚トハ暁ノ如ク、日輪ノ相ノアラハニミル日中ハ滅度ノ如シ、衆生ノ機ヨリミレハ <b>正定</b> ト滅度ト彼此ニ土ノ益ニシテ、別モノ、ヤウニミユレトモ、日輪ノ体ハ暁モ日中モ只一ツノ日輪ナレハ、コ、ヲ通ニ現生密益ト云、密益ト云テ顕益トハ云ハス、而シテ次ニ理実ニ生後益ト明ナル文ノアルヲ枉ケテ、無理ニ一益ノ義トセラル、ハ何ノ意ソヤ(A) | ○功存云。文中已ニ理実当来益トイヘリ。衆生ヨリミレハ。滅度ハ彼土ニアリ。然レトモ法前得ト云フニ同シ。夜イマタ明サルニ明至ルカ如ク。ソノ日輪ノ光体コレ一ツナリ。今 <b>正定</b> ト滅度トニ相通ス。故ニ必定ト云ニ非スヤ。(A) |

一暹云、**正定**聚ヲ法前得ノ義トハ何トモ合点仕リ難シ(B)

●智暹云。俱舍ノ法前得。全ク今ト同シカラス。

一論者云、法前得・法後得ナトノコト、ソレハ合点ユカスハユカナナリ、ソレハトリヲキテ、モトヘモトリテ理実ニ生後ノ益トアルヲ何ソマケテ一益ト云ハル、ヤ(C)

○功存云。全ク同シト云ニハアラス。此例。心ニ契ハズバトルヘカラス。然ラハ正文ニ就テ論セン。既ニ理実生後益トイヘハ。会釈ナルヘキ文ヲ。曲テ一益トスルニ非スヤ。

一暹云、合**正定**及滅度為一益ト云文イカ、(D)

●智暹云。若爾ラハ**正定**及滅度ト。及ノ字ノヘタデアリテ。合為一益トハイカン。文ヲマケス。

一論者云、涅槃ヲウヘキ処ヲ決定シタルヲ**正定**ト云、ソノ**正定**ニ涅槃ニ至ル余勢アリ、コレヲ密益ト云(E)

○功存云。必至滅度ノ勢ヒアリ。涅槃ノ勢ヒ。此土ニ通スルナリ。

右は、学林側(下段から推するに功存)と智暹とが『折衝篇』の一文について議論を交わしている場面である。争点の中心になっているのは、「正定(聚)」ないし「必定」と「滅度」との関係である。以下、対話の流れを上段の(A)〜(E)に沿って確認してみたい。

まず、(A)では功存が次のように発言する。(信心獲得者は)正定聚に住して必ず滅度に至るゆえに、「必

定」という。正定聚は法前得であつて、それについては日輪の譬えで説明できる。すなわち、暁と日中とは別もののように見えるけれども、日輪の体としては一つである。それと同様に、正定聚（暁）と滅度（日中）も、衆生の機より見れば此土・彼土の二益として別々に見えるが、体としては一つである。この義を指して「現生の密益に通ず」といい、顕益とはいわない。しかも『折衝篇』には「理実（に）生後の益（道理の上では）実は往生後の利益」と明らかに述べられている。にもかかわらず、智暹がそれを曲げて無理に一益の義とするのは、いかなる意かと。

これに対して智暹は、「正定聚を法前得と解することは納得しがたい」と反論する（B）。

そこで功存は、「法前得・法後得などのことが納得できないのなら、できないままでよい。それはひとまず措いておいて、もとへ戻って『理実（に）生後の益』とあるのを、どうして曲げて一益というのか」と議論を立て直す（C）。

すると智暹は、『折衝篇』における「正定及び滅度を合して一益と為す」という文証を提示し、その会通を迫る（D）。

これを受けて功存は、「涅槃を得るべき地位に決定したことを正定といい、その正定に涅槃に至る余勢があるので、それを指して密益という」と述べる（E）。

上・下段を比較した際に大きく異なるのは、（A）と（A'）との分量の差である。前者では日輪の譬えを用いて自陣の主張が詳細に述べられるのに対して、後者では簡潔にまとめられている。

ここにもまた、各筆記者の立場の相違が反映されている。すなわち、法霖説を擁護する学林側の筆記者にとつて、その解説に紙幅を費やすのは当然であつた。これに対し、同説を批判の対象とする智暹側の筆記者には、相手側の発言を必要以上に書き留める理由はなかった。

さらに上段で注意したいのは、網掛けを施した「正定（聚）」という語の多さである。同語は、下段では二回しか記載されていないのに対し、上段では八回も記されている。

学林側の主眼は、正定聚位において滅度の利益が現生に密かに通じること（を示す点にあつた。それゆえ、議論の基点たる「正定（聚）」の語を繰り返し用いることとで、この位が滅度と不可分の関係にあることを強調しようとしたのであろう。

これに対し、智暹側にとつて正定聚はあくまで現生の利益であり、当来（の）利益たる滅度と峻別されるべきものであつた。ゆえに、同語を多用して滅度を現生に引き寄せる論理を展開する必要がなかった。下段の同語の少なさは、その立場を反映したものと解される。

以上の二例が示すように、『対論筆記』には自陣の主張を委曲に記す偏りが看取され、他方『鞘之間論議』には相手方の発言を簡略化する傾向が見られる。そもそも、いかなる書物であれ、筆者（筆者）の立場を完全に離れて記されることはない。対論書という性格を有する両書については、その点が特に注意されるべきであろう。

### おわりに

本稿では、明和四年五月十七日に本山対面所において交わされた一回目の直接対論について、『対論筆記』と『鞘之間論議』とを対照しつつ、両書の異同を三類に分けて考察した。

第一類——『対論筆記』にのみ見える箇所については、【表1】の事例により、『鞘之間論議』にない箇所が『対論筆記』によって補完されることを確認した。『鞘之間論議』にのみ依拠する場合には、議論の脈絡を把握しにくい箇所が、『対論筆記』を併用することによって、はじめて連関を回復する点を明らかにした。

また、【表2】の事例では、智遅側に不利にはたらく発言が『対論筆記』にのみ記載され、『鞘之間論議』にはないことを確認した。これによって、智遅側の筆者が自陣に不都合な対話をあえて書き留めなかった可能性のあることを指摘した。

第二類——『鞘之間論議』にのみ見える箇所について

は、【表3】の事例により、対論終了間際における智遅側の発言（「現生一益」の文証提示を重ねて迫る場面）が『対論筆記』にはないことを確認した。両書間における当該箇所の有無は、双方の意図を映し出したものといえる。すなわち、文証要求という切り札の有効性を次回対論まで持ち越そうとする智遅側の思惑と、当該箇所の記録化を回避しようとする学林側の配慮とである。

第三類——両書間に対応関係を有しつつ、内容上の異同を示す箇所については、【表4】【表5】の事例により、同趣旨である二文のあいだに、詳略・用語頻度の面で顕著な差が存することを確認した。『対論筆記』における詳述と『鞘之間論議』における簡略化とは、自陣本位の取捨という点で軌を一にしており、両書ともに筆者の立場を離れた中立的な記録ではないことを論じた。

以上の対照作業から明らかにするのは、両書がいずれか一方の正確さを競う関係ではなく、相互補完的な関係にあるという点である。従来の研究は『鞘之間論議』を主たる参照史料としてきたが、今後は『対論筆記』を併せて活用することが不可欠である。

なお、本稿では第一回対論のみを考察対象とした。第二回対論における両書の異同については、別稿に譲りたい。また、学林対論書としては『対論筆記』のほかにも複数の異本が存し、それらを視野に収めた対照作業についても今後の課題としたい。

註

- (1) ただし、二度の直接対論において争点になったのは、本尊論ではなく、法霖が一益法門を説いたか否かであった。
- (2) 例えば、足利瑞義編『龍谷大学三百年史』(龍谷大学出版部、一九三九年、二二二頁)には「その論議の状況を記したもののには、学林側の手になれるものと、智暹側の手になれるものとの両部が伝つてゐるが、学林側のそれは牽強附会の記事多くて、信用し難い点がある。智暹側のそれは比較的正確と思はれる節がある」と述べられている。
- (3) 『顕浄土真実教行証文類』『行文類』には、法照『浄土五会念仏略法事儀讃』が引かれ、「此の界に一人仏の名を念ずれば、西方に便ち一の蓮有りて生ず」(浄土真宗本願寺派総合研究所編『浄土真宗聖典全書』二、本願寺出版社、二〇一一年、三八頁、原漢文)とある。
- (4) 智暹側の筆記者における同様の筆記態度は、全文対照表16頁にも確認できる。当該箇所の上段では、学林側が智暹の著述『入出二門偈頌流情記』を引用し、同書の内容と法霖説とが同じであると主張している。一方、下段ではその主張が記録されていない。なお、この点は前稿においても指摘した。
- (5) もとより、記載の不在それ自体は、聞き落としや筆記の遅れといった偶発的事情によつても生じうる。とはいえ、【表2】【表3】の事例においては、該当箇所がいずれも筆記者の属する陣営にとつて不都合な内容である。ゆえに、記載の不在すべてを偶然的の所産と見なすことは難しい。
- (6) ここでいわれる「法前得」は、往生後の得益が、それに先立って現生において成立する意で用いられている。
- (7) ただし、『鞘之間論議』においては、【表5】に示した対話の直後に「●智暹云。ソノ滅度ニイタル勢ヒハ正定聚ナリ。滅度ニハ非ス。何ソ即滅度ト云ヘキヤ」という発言が記録されている。ここを含めると「正定(聚)」の語は計三回用いられたことになる。

(あべ ひろのり 本願寺史料研究所研究員)

# 『対論筆記』と『鞘之間論議』との対照表(第一回)

## 【凡例】

- ・ 本表は、『対論筆記』を上段に、『鞘之間論議』を下段に置いた対照表である。掲出範囲は、明和四年(一七六七)五月十七日におこなわれた第一回対論の記録部分である。
- ・ 上段『対論筆記』の本文は、安部弘得「明和の法論をめぐる対論書について——『対論筆記』の紹介を兼ねて——」(『本願寺史料研究所報』第六四号、二〇二三年、一〇〇～一六頁)所収の翻刻に拠った。ただし、今回の再掲にあたり一部に修正を施した。
- ・ 下段『鞘之間論議』の本文は、『真宗全書』第五〇巻(藏経書院、一九一五年、二八一～二八八頁)所収の翻刻に拠った。ただし、漢字は原則として通行の字体に改め、誤字と思われるものについては適宜傍注を示した。また、対照の便を考慮し、行頭は上段にしたがつて揃えた。
- ・ 下段における○●の記号は、『真宗全書』第五〇巻にしたがったものである。○は学林側の発言を、●は智暹側の発言を示す。

『対論筆記』

一下間大進殿被仰渡、真浄寺先達而申通、今日対論被仰付候間、高声ニ無之様神妙ニ被致論義可然候

『鞆之間論議』

頃年播州魚崎真浄寺智暹。シハく日溪講主ノ所談ヲ彈シテ邪義ニ類同ストス。学林中日溪ノ門人。是ヲ憤ルコト日久シ。今夏本山ニ訴ヘテ是ヲ詰問セントス。是ヨリ先キ。暹公。真宗本尊義ヲ著セルニ。学林ヨリソノ弘道ヲ禁遏ス。因テ暹公モマタ本山ニ訴テ。是ヲ弁明セントス。彼是互ニ挑ンテ遂ニ面決ニ及ヘリ。于レ時明和四丁亥年五月十七日。於ニ対面所ニ討論。

答者越前功存当夏講師。豊前継成。

難者。智暹。及門人行界等。

両御門主出御。諸役人列座。未刻ニ始テ。申半刻ニ罷ム。

学林筆記者。仰誓・徳嚴・別加・教隆・北天・二子

一論者云、唯今被仰出候通、今日ハ其元著述ノ本尊儀ノコトハ御能職応対可有之コトニ候、然ルニ本尊儀ノ中一益達解等ト種々ニ点斥(ツツ)セラル、コト、其許ノ本心ハ学林先職演暢院法霖(フシ)ヲイミソシル趣ハ、或ハ筆ニ顯シロニ伝ヘラル、コト天下ニカクレナシ、依之処々ヨリ学林へ被訴衆中多シ、ソレユヘ今日如此ノ対論ニ及フコトニ候、誠学仏ノ徒ハ為法ノ志ヲモテ互ニ相助ケ、仏法興隆致スヘキコト僧分ノ職也、

○功存問云。其許著述本尊義ノコトハ。能化ヨリ沙汰アルヘシ。マツ先能化演暢院ノコトヲ。ロニ云ヒ筆ニ顯シテ。誹謗イタサレ候コト。天下カクレナシ。甚タ有間敷コトニ候。依レ之学林へ訴へ出ル者多シ。寔ニ学仏ノ徒タルモノ。為法ノ志ヲ以テ。縦令非ニ似タル文アルトモ。会釈シテ互ニ相扶テ。仏法ヲ興隆スルハ僧分ノ職ナリ。然ルニ其許ハ。一句一字ノ謙讓モナク。先師ハ一益法門達解安心ト。惡名ヲツ

然ルニ其許謙讓ノコ、ロモナク無根謗ヲナシ、法霖ハ一益法門達解安心ナト、惡名流布スルコトアルマシキコトナリ、学職ハ一宗ノ法ヲタ、ス人、コトニ法霖ハ数代ノ法王ノ命ヲ奉シテ学林ノ能化職トシテ、破邪顯正ノ功幾万人其恩沢ヲ蒙ラヌハナシ、実ニ為法ノ志アラハ不審ナル処ハ尋問テ其疑ヲ決シ、一宗ノ法門ヲ一様ニ弘通アリタキコトナリ、其方ノ如ク文ヲ枉ケ義ヲマケテ先師ヲ一益達解ト難セハ、当流ノ規矩ハ何ニヨリテ立ヘキヤ、先輩ノ説ハ長スルヲ挙テ人ノ徳ヲヲホフコトハアルマシキコトナルニ、先師学職ヲ非義邪法ト云テ、当流ノ法門ノ源ヲ破ルユヘニ、不得止今日糾明スル処ナリ、其疑ハシキハ日ヲ重ネ年ヲ経テモ一々弁論セネハ弘通ノ妨ケナレハ、互ニ仏祖・知識ヲ頭ニ頂キ俗情ヲ止テ、公ニ一味和合シテ御宗門ノ一分ヲモ護持スヘキコトナレハ、カネテ疑謗ノ趣一々具ニ尋申サルヘク候、諍論ト云テ勝負ヲ競フト云コトニテハ無之間、公ニ糾明可致コトニ候

一智暹云、御尤ノ御意ニ候、私共ナニシニ先師ヲ邪義ト申スヘキ義無之候、シカレトモ文ニ臨テハ及ハスナカラ祖師ノ御己証ニ叶ハヌ処アレハ、時ニ臨ンテハ評破ヲ加ヘタルコトモ御座候ヘトモ、是ハ学者分上ノツトメト致スコトニテ御座候、本尊義ノ中先師

ケ。数多ノ道俗ヲ惑ハセル旨。イハレナキ義ナリ。既ニ先師ハ。数代法王ノ命ヲ奉シテ職ニアタリ。一生ノ間。破邪顯正ノ功ヲ著シ。万人ソノ恩沢ヲ蒙ル。若疑シキ所アラハ。互ニ相尋テ相談ニ及フヘキノ処ニ。却テソノ事ナク。剩ヘ文ヲ枉テ。サマ／＼ノ無根謗ヲナサハ。当流ノ規矩ハ何ノ処ニテ立ヘキヤ。上御一人ヨリ。下万人マテヲ騒カシ候コト。甚タ以テアルマシキ事ナリ。此方ナトモ。随分ニ先輩ノ説ヲ挙用ヒ。其許ノ説モ。ヨロシキ所ハ是ヲ依用シテ。少シモ人ノ徳ヲ掩ハス。然ルニタ、人我ヲ募リ。先師ヲ邪義非義トマフサル、コト。嗽々トシテ巷ニ溢レ。学林ヘモ訴ヘアルニ依テ。此度吟味仰セツケラル。安心ノ大事ナレハ。大イニ弘通ノ妨ニ相成候コトナレハ。日ヲ重子年ヲ累テモ。論談セスシテ協フヘカラス。コレ全ク俗論ニアラス。公ケニコレヲ論シ。一味和合シテ。法門ヲ護持シ弘通イタスヘキコトナリ。世間ニハ荒涼ニ申セトモ仏祖ノ正意ヲ顯スコト。尤有難キコトナリ。ソノ誹謗セラル、段。一々諍論ヲコノマス。糾明イタスヘク候。

●智暹云。御尤ニ存候。我等ナニシニ。霖師ヲ邪義トマフスヘキヤ。然レトモ祖師善知識ノ御己証ニ叶ハサルコトハ。文ニ望ミ時ニ臨テ。評破ヲ加ルコトハ。学者分齊ノ常ニシテ。各方モ其通リナルヘシ。私老年ニ及ンテ。我執ヲ募ルニテハ候ハス。勿論本尊義

ノ名ヲ指シテ一益達解ト申タルコトハ無之候、正定・滅度一益ト云ヒ、達解ヲ以テ安心ト申スモノハ宗意ニ叶ハスト申タハカリ、邪義トハ不申候、然レトモ私門弟ノ中ニ心得ノ者有テ左様ニ申タルモノハ有カモ存セス候、先師ヲ邪義トハ不申候、文ニ臨テ評破致スコトハ各方様トテモアルシキコトニアラス、私全ク我執ヲ以テ不申候、往生ノ一大事ヲ喜フ身ノ上、コトニ七十二ナシトスル身ナレハ、利養名聞ノ為ニ申ニテハ御座ナク候

一論者云、学者ノ上ニハサコソアルヘキコト、世俗ノ論トハ違フ法門ノコト、心中ヲツ、マス可被申、其許ノ心中ニ覚ヘカ有フ、然ハ其元ハ先師ヲ一益ノ邪義・達解安心ノ人シヤトハ口ニモ云ハス、心ニモ思ハレヌカ

一暹云、先師ヲ邪義ト申マセヌナレトモ、文ニ臨テハ評破致シタル義ハコサリマス

一論者云、然ラハ一益ノ邪義トハイカナナルコトヲ申候

ノ中ニ。邪義ト云モ。其名ヲサシマフサス。門弟中モシ左様ニ申ス者コレアラハ。私シ心底ニ相叶ハサルコトニ候。

○功存云。ナルホト。世俗ノ論トハチカヒ。法義ノコトナレハ。心中ニ覚ヘアルハツナリ。シカラハツ井ニ。先師ヲ一益達解トハ。マフサレサルヤ。

●智暹云。一益達解トミユル文コレアリ。

○功存云。一益法門ハ邪義ニ非スヤ。

●智暹云。イカニモ邪解ナリ。サレトモ霖師ヲ邪義邪人トハマフサス。

○功存云。一益ノ貌云何。

ヤ

一答云、一念發起ノ時正定聚ニ入ル、其正定聚ノ位即滅度ト云ヲ一益ノ邪義ト存候

一論者云、此界ニテ一念發起入正定聚ヲ即滅度大涅槃也ト云ハ邪義ナルコト吾門ノ常談、先師何ソ其義ヲ云ン、先師ノ著述何ノ処ニ現生正定聚即滅度ト申サレタル文証有リヤ

一答曰、折衝篇上<sup>九</sup>云、何故必至滅度、住正定聚故、何故言正定、必至滅度故、如常山蛇勢、龍樹謂之言<sup>現益及廿九種</sup>必定、是合正定及滅度為一益、故言必定、因果相即益、雖通現生密益、理実生後益<sup>文</sup>、此文正定ト滅度トヲ常山ノ蛇勢ニ喩テ一益トスルモノ、正ク中興ノ判ニソムクニ非スヤ

一論者云、龍樹ノ必定ト云必定トハ何ト心得ラレタルヤ、又必定ノ字義<sup>ジ</sup>ハイカニ

一答云、必定トハ正定聚ノ位ヲ云

●智暹云。正定即滅度ト執スルモノ是也。

○功存云。ソレハ此土ニ於テノコトナリヤ。

●智暹云。爾ナリ。

○功存云。此土ニシテ凡身ナカラ滅度ニイタルトハ。先師イツレノ所ニ談セルヤ。

●智暹云。其文多シトイヘトモ。先ツ折衝編ニ云。何故必至滅度。住正定聚故。何故言正定。必至滅度故。如常山蛇勢。龍樹謂之言必定。是合正定及滅度為一益。故言必定。因果相即益。雖通現生密益。理実生後益。文

○功存云。必定ノ言。如何カコ、ロヘラレタルヤ。

●智暹云。当来ニ滅度ノ果ヲウルニ定ルカ故ニ。

一論者云、成程其通り、正定聚ニ住シテ必ス滅度ニ至ルヘキモノユヘ必定ト云、其正定聚トハ法前得ニテタトヘハ日光ノ及フ処曉トナル、曉ト日中ト別ナルヤウニ思ヘトモ、日輪ノ体ハ一ツニナル如ク、正定聚トハ曉ノ如ク、日輪ノ相ノアラハニミユル日中ハ滅度ノ如シ、衆生ノ機ヨリミレハ正定ト滅度ト彼此二土ノ益ニシテ、別モノ、ヤウニミユレトモ、日輪ノ体ハ曉モ日中モ只一ツノ日輪ナレハ、コ、ヲ通ニ現生密益ト云、密益ト云テ顯益トハ云ハス、而シテ次ニ理実ニ生後益ト明ナル文ノアルヲ枉ケテ、無理ニ一益ノ義トセラル、ハ何ノ意ソヤ

一暹云、正定聚ヲ法前得ノ義トハ何トモ合点仕リ難シ  
一論者云、法前得・法後得ナトノコト、ソレハ合点ユカスハユカナナリ、ソレハトリヲキテ、モトヘモトリテ理実ニ生後ノ益トアルヲ何ソマケテ一益ト云ハル、ヤ

一暹云、合正定及滅度為一益ト云文イカ、

一論者云、涅槃ヲウヘキ処ヲ決定シタルヲ正定ト云、ソノ正定ニ涅槃ニ至ル余勢アリ、コレヲ密益ト云

○功存云。文中已ニ理実当来益トイヘリ。衆生ヨリミレハ。滅度ハ彼土ニアリ。然レトモ法前得ト云フニ同シ。夜イマタ明サルニ明至ルカ如ク。ソノ日輪ノ光体コレ一ツナリ。今正定ト滅度トニ相通ス。故ニ必定ト云ニ非スヤ。

●智暹云。俱舍ノ法前得。全ク今ト同シカラス。

○功存云。全ク同シト云ニハアラス。此例。心ニ契ハズバトルヘカラス。然ラハ正文ニ就テ論セン。既ニ理実生後益トイヘハ。会釈ナルヘキ文ヲ。曲テ一益トスルニ非スヤ。

●智暹云。若爾ラハ正定及滅度ト。及ノ字ノヘタテアリテ。合為一益トハイカン。文ヲマケス。

○功存云。必至滅度ノ勢ヒアリ。涅槃ノ勢ヒ。此土ニ通スルナリ。

一論者倪補シテ云、折衝篇ノ文ハモト鳳潭ノ難ニ答フルノ書ナリ、雷斧<sup>上三十</sup>コノ文ヲ破シテ、故知、經文是当益ニシテ非<sup>三右</sup>現益、故云雖通現生密益者未穩也ト云、ソレヲ又笑螭臂上之下<sup>五</sup>、我言密益者不二而二、故不二<sup>ハ</sup>約<sup>ニ</sup>法体<sup>一</sup>、顯密<sup>ハ</sup>約<sup>ニ</sup>機辺<sup>一</sup>、又小經皆得不退転等、即是現生益ト云、密益トイヘトモ、聖道ノ所談トハ異也、只当来ニ於テ正定・滅度ヲ一益ト云ノミ、又彼土ニテ正定聚力即滅度ナリト云コトハ、其許ノ著述セラレタ書ニモ見ヘル、即流情記中<sup>十四左</sup>云、若依<sup>ニ</sup>經文<sup>一</sup>、從容<sup>トシテ</sup>撰<sup>ニ</sup>多機<sup>一</sup>、別亦為<sup>ニ</sup>彼土益<sup>一</sup>、若約<sup>ニ</sup>真土<sup>一</sup>則、得<sup>レハ</sup>始即得<sup>レ</sup>終、円具頓証<sup>ス</sup>、若約<sup>ニ</sup>化土<sup>一</sup>則、始益・終益<sup>トシテ</sup>宛然隔別<sup>ス</sup>文、先師ノ意流情記ト同シコトナリ、然レトモ他ニ対スル書ナルユヘ、雖通現生密益等ト云ノミ、雖字ヲ以テ奪テ理実生後益ト云、何ノ惑フ処アルヤ

一暹云、然ラハ正定聚ハ当来ノ益ニ極リテ、現生ニハ正定聚ハナキコトカ

一必定ノ言ハ現当ニ通ス

●智暹云。ソノ滅度ニイタル勢ヒハ正定聚ナリ。滅度ニハ非ス。何ソ即滅度ト云ヘキヤ。

○天倪云。雷斧云。經文是当益而非<sup>ニ</sup>現益<sup>一</sup>。故云雖<sup>レ</sup>通<sup>ニ</sup>現生密益<sup>一</sup>者。未穩也ト。笑螭臂破云。密益者。不二而二故。不二<sup>ニ</sup>約<sup>ニ</sup>法体<sup>一</sup>。顯密<sup>ハ</sup>約<sup>ニ</sup>機辺<sup>一</sup>トイヘリ。通途ノ初住不退等ノ正定聚ト。今家ノ正定聚ト。各別ナリ。故ニ彼此二土ニ通ス。コレ他ニ対シテ此義ヲ弁ス。然ルニ雖ノ字ヲ以テ奪ヒ返シテ。理実生後益ト云。何ノ失力アル。

●智暹云。龍樹ノ必定。当来ニ及フトスルカ。

○功存云。必定ハ彼此二土ニ通ス。

一 暹云、御文章ニ正定聚ハ穢土益、滅度ハ浄土ノ益ト  
ノ玉フモノヲ混雜シテ、正定聚ヲ当来ヘモテユクト  
ハイカ、ソヤ

一 論者云、然ラハ反問スヘキ、吾祖已ニ臨終一念ヲ超  
証大般涅槃ト云ハマコト、信セラル、ヤ

一 暹云、祖師ノ高判毫モ疑惑仕ラス

一 論者云、近来、臨終一念ヲ大般涅槃ヲ得ト云コトヲ  
疑惑スル人モアルニ、其許ハソレヲ信セラル、トハ  
難有コト、然レハ御流ヲ汲ボトノ人、浄土ニ至レハ  
大滅度、現生ニテハ正定聚ト云コト、誰力是ヲ諍フ  
ベキ、共許スル処也、先師モ亦ツトメテサカリニ此  
義ヲ談スルコト余文ニ在テ分明也、何ソ此折衝篇ノ  
他ニ対シテノヘラル、ノ一文ヲ以テ、マケテ一益ノ  
義トセラル、ハ何ノニクム処アルヤ

一 他ニ対シテ著ハス書ナレハトテ、人ノ惑ニナルコト  
ヲ書ハ誤リナラスヤ、コトニ霖師ハ正定・滅度二益  
ト思フハ衆生虚忘<sup>(妄力)</sup>ノ見ト仰セラル、コト、ナニトモ  
承引仕リ難ク候

● 智暹云。ステニ御文章ニノタマハク。正定聚ハ穢土  
ノ益ナリ。滅度ハ浄土ノ益ナリ。サレハ二益ナリト  
思フヘキ者ナリト。明ニ二益ト定ム。如何ソ此レニ  
違スルヤ。

○ 功存云。左様ニ成立セラル、コト。感心スヘキコト  
ナリ。然シテ臨終一念之ヲ超<sup>ニ</sup>証大般涅槃<sup>ニ</sup>。トハ。  
今家ノ門人ミナ知ル所。現生ハ正定。当来ハ滅度ナ  
ルコト。霖師処々ニ談セラル、コト歴然タリ。何ソ  
マトヘルヤ。

● 智暹云。処々ニ二益トアルハ。凡夫ノ妄見ト談セラ  
ル、ハ。承知シカタク候。

一サレハく能心ヲシツメテ法門ノ筋目ヲトクト合点セラレヨ、今先師霖師ノ所立ヲ弁スヘシ、望溟記ニ、安樂国ヲ願フ人正定聚ニコソ住スナレ、邪定・不定聚クニ、ナシト云ヲ解シテ、此讚両義ヲ存スヘシ、曇鸞大師ニヨラハ彼土ノ益ト云ヘシ、仏力住持入大乘正定之聚ト云ユヘニ、若当家ニヨラハ現生ナルヘシ、若曇鸞大師ニヨラハ今文浄土ノ正定トシテ苦シカラス、一生補処ニ至ルト一例也、已テニ究竟ヲ証スルノ後ナレハ名ニカ、ハルヘカラス、又十一願ノ讚ノ釈ニ云、然ルニ高祖ノ御意ハ正定ハ穢土ノ益、滅度ハ彼土ノ益ト見サセラレタリ、是ヲ御文章ニハ、正定ト滅度トハ一益ト心得ヘキヤト問セラレ、其レヲ答ヘ玉ヒテ、正定ハ穢土益、滅度ハ浄土ニテ得ヘキ益也、サレハ二益ト心得ヘキナリ文、如是明白ニ正定・滅度二益ノ義ヲ立ルコトハ自他共許スル処ナリ、又鸞師等ノ正定聚ヲ彼土ノ益トシ玉フ文ヲ会釈スルニ就テハ、彼土ノ妙証ハ正定即滅度トイフコトヲ論セサレハ祖師ト七祖ト会釈ガナラス、但シ其許ハ七祖ノ釈ハ会釈セサルヤ

一私共モ七祖ノ釈ヲ祖尺ニテ会釈致スコト勿論ナリ、然レトモ私ハ正ク尊信スルハ祖師ノ御釈ヲ取用ユ、然ラハ其許方ハ鸞師ノ釈ヲオモニ、祖師ノ御釈ハ御捨ナサル、ヤ

○功存云。是要論ナリ。近ク望溟記ニ出タリ。今大意ヲ述フヘシ。記ノ安樂国ヲ子カフ人ノ讚ノ下云。若当家ニヨラハ。現生ナルヘシ。若曇鸞大師ニヨラハ。浄土ノ正定トシテ苦シカラス。コレ和会セスンハアルヘカラス。七祖ノ顯文。現生ノ正定トハ見ヘス。然ルニ彼土ノ中ニ因相アルハ。皆是正定聚ニ非スヤ。報土ニアルモノハ。此正定即涅槃。化土ニアルモノハ即涅槃ニ非ス。ソノ即涅槃ナルモノヲ一益ト云。

●智暹云。然ラハ鸞師彼土ニ約スルヲ以テ表トシ。祖師ノ判ヲハ。捨テトラサルヤ。

一文軌ニ經文ニヨルトキハ正定ハ当益ナリ、然ルヲ現益トスルハ如何、他ノ当ニ約スルモ文ヲ会シテ現益トスト、私ニ文ヲ会シテ現益トスルコトハ尤ナレトモ、今論スル処ハ浄土ニ於テ因相アルヲ直ニ涅槃ナリト会釈スル故、正定即滅度ト云コトナリ

一 浄土ニ菩薩等アルハ還相ニシテ、浄土ニハ因ノ名ハナシ、人天・菩薩等ノアルハ因順余方ナリ

一 サレハくソノ因順余方因名アルヲ直ニ大涅槃ト会スルナリ、心ヲシツメテ聞レヨ

一 イヤ何程仰セラレテモ私ハ浄土ニ正定聚アルコト会

○功存云。祖判アニ用ヒサランヤ。故ニ望溟記ニ。マツ祖判ヲ出シ。次ニ鸞師ヲ挙タリ。然ラハ其方ニハ。七祖ノ頭文。何ト依釈スルヤ。

●智暹云。文軌ニ指南アリ。云ク<sup>上二十</sup>明信ニ此願ニ故。偏依<sup>ニ</sup>龍祖立<sup>ニ</sup>現生必定<sup>ニ</sup>。似<sup>ニ</sup>他約<sup>ニ</sup>当生<sup>ニ</sup>。亦廻<sup>レ</sup>文順<sup>ニ</sup>願意<sup>ニ</sup>。苟順<sup>ニ</sup>本願<sup>ニ</sup>。其余非<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>顧憚<sup>ニ</sup>トイヘリ。祖師善知識ノ御定判ニ順スルノミ。

○功存云。ステニ因ノ相アリ。故ニコレヲ会釈ス。ソノ現生正定ノ釈。霖師処々ニ文多シ。

●智暹云。浄土ニ因ノ相ナシ。

○功存云。浄土ニ因ノ名ナキヤ。

●智暹云。タ、人天菩薩ノ名アリ。此ハ是因順余方ノ名ナリ。

○功存云。ソノ名即是因ニ非スヤ。

●智暹云。コレ因順余方ノ名ニシテ因ノ相ニアラス。

得イタシマセヌ

一 尔ラハ第十一願成就文ニ、国人天人不住定聚等ト説文ハイカ、会スルヤ

一 成就ノ文ハ一念多念文意ニ十一願成就ノ文ヲ、其レ衆生アリテ彼国ニ生レントスルモノハミナコトクク正定聚ニ住スレトノタマヘハ、生後ノコトニ非ス、生レントスルモノハト現生ニ約シテノ玉ヘリ、故ニ諸祖ノ文会シテ現生正定トスルモノ祖師ノ御己証ナリ

其体皆是仏ナリ。若此ヲ以テ因トセハ。祖判何レノトコロニアルヤ。

○ 功存云。十一願成就文ニ。生彼国者。皆悉住於正定之聚トイヘリ。コレ彼土ニ正定アルニ非スヤ。

● 智暹云。經文縦容ナリ。祖判ニ依テ定ムヘシ。一念多念証文ニ。ソレ衆生アリテ彼国ニ生ントスルモノハ皆コトクク正定聚ニ住ストノタマヘリ。ステニ生ントスルモノハト訓シタマヘリ。豈彼土ノ益トセシヤ。

○ 功存云。祖判ヲハナレテ直チニ經文ヲヨマハ。化土ノ相トナルヤ。

● 智暹云。正ク祖判ニ依テ此土ノ正定聚トスル。

○ 功存云。化土ニ約スレハ。正定滅度格別ナレトモ。報土ニテハ正定即滅度。悉一涅槃相ナル者也。

● 智暹云。種々差別ハコトクク因順余方ナリ。是正定聚ニ非ス。

○ 功存云。觀音勢至等アルニ非スヤ。

一 然ラハ和讃ニ、安樂国ヲネカフヒト正定聚ニコソ住  
スナレノ讃ハイカ、会スルヤ、国ニナシトハ彼国ニ  
非ヤ

一 彼国ニハ十九願ノ邪定、二十願ノ不定、コノ雜行自  
力ノ人ハナシト云コト、正定ノナキコト知ヘシ

一 然ラハ何ソ邪定・不定及正定聚モ国ニナシトノ玉ハ  
サルヤ、彼土ニ正定アリト云ハ邪義ナリヤ

一 イヤ邪義トハ存シマセヌ、蓮師ノ御言ニソムクユヘ

一 浄土ニ於テ人ニハ観音・勢至ノ因人アリ、位ニ就テ  
ハ正定聚トモ不退トモ云名有、ソレヲ一々会釈スレ  
ハ彼土テハ正定即滅度ヲ云ハネハ会釈ハナラヌ、モ  
シ其会ヲナスハ非ナリト云ハ、六要三末<sup>下三</sup>、差別  
ニ約セハ乃至平等門ハ極果始終ノ益、時ニ無<sup>三</sup>前後<sup>一</sup>  
等トノタマヘル文ハイカ、解スルヤ、但シ其許ハ六  
要モ邪義ト思ハル、ヤ、六要ハ用ヒヌカ

● 智暹云。是又二十二願ノ意ニ依レハ。超証涅槃ノ人  
ニシテ。因人ニ非ルナリ。

○ 天倪云。若彼国ニ正定聚ナシト云ハ、何ソ和讃ニ。  
タ、邪定不定聚国ニナシトハカリ云テ。及正定聚。  
国ニナシト云ザルヤ。

● 智暹云。邪定不定ハ。諸行及自力称名ノ人ナリ。コ  
レヲノ類ハ報土ニ生レサルヲ云ナリ。

○ 功存云。傍論ナリ。彼土ニ正定ヲ談スルハ。邪義ナ  
リヤ。

● 智暹云。邪義ニハアラス。爾レトモ。今ハ御定判ニ  
依テ局テ現益トス。故ニ当益トスルハ肯ヒカタシ。

○ 功存云。互ニ一義ナリ。爾ルニ現生正定ヲ立テ。祖  
判ヲ弁シテ。更ニ別義ヲ設クルハ。六要鈔ニヨル。  
存覚師モ邪義ナルカ。

一 六要ハ桃溪師モ評破セラレマシタレハ、邪義トハ存  
セネトモ宗意ニ叶ハヌ処ハ用ヒ難シ、何分ニ現生ニ  
滅度ヲ論スルハ邪義ノヤウニ存シ候

一 現生ニ滅度ニ至ルト云ハ、邪義ナレトモ、今ハ密益  
ヲ論ス、モシ其密益ヲモキラハ、讚ニ信心慶フ其  
人ヲ如来トヒトシトノ玉フモ邪義ナリヤ

一 信心喜フ人ヲ直ニ如来トノ玉ハス、如来トヒトシト  
アルハ等覺ノ義即正定聚ノコトナリ

一 然ラハ次句ニ大信心ハ仏性ナリ、仏性即如来ナリト  
云ハイカ、

一 仏性即如来トアレハ仏性ノ名ニシテ、果人ニハ仏<sup>(性脱カ)</sup>ト

● 智暹云。六要鈔ハ桃溪ステニ取捨アリ。必シモヨル  
ヘカラス。

○ 天倪云。現生一益ノ道理。カツテナキヤ。

● 智暹云。カツテナシ。

○ 功存云。鸞師。穢土仮名人浄土仮名人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>異ト云  
ハ。如何。

● 智暹云。因果相統ノ故ニ不<sub>レ</sub>異ト云。コレ穢土仮名人。  
即浄土仮名人ナルニアラス。

○ 天倪云。若爾ラハ和讃ニ。信心ヨロコフソノ人ヲ。  
如来トヒトシト、キタマウトハ。如何。

● 智暹云。ヒトシトハ等正覺ヲサス。即如来ナルニハ  
アラス。

○ 天倪云。爾ラハ復大信心ハ仏性ナリトハ如何。

● 智暹云。仏性トハ因ノ名ナリ。果上ニ仏性ノ名ナシ。

申シマセヌ

一霖師一代ノ書正定・滅度二益ノ判分明ナリ、折衝篇ハ対他・破邪ノ書也、霖師宗義ヲ明スノ文何ノ処ニ一益ノ文アリヤ、又其方ハタ、此折衝ノ一文一句ヲ取テ強テ霖師ヲ一益ノ邪義ト云ヤ、但シ霖師著述書通シテ難スルヤ

一私義ソモく霖師ノ書ヲ見テ已来三十年、或ルトキハ尊信頂戴シ、或トキハ疑惑ヲ生シ、多年研究シテ申出ル義ナレハ、其余ニモカスく不審ノ文モコレアリ候ヘトモ、先一文ツ、会通ナサレ下サレ候ヘ

一正定ノ言ハ必定ノ必ノ字ヲ含ム、何故必至滅度、住正定故、何故言正定、必至滅度故ト云、コノユヘニ密益ニ通スト云、穢土ノ仮名人・浄土ノ仮名人不二不異、何ソ密益ナシト云ハンヤ

一穢土仮名人・浄土仮名人トハ前念・一念ナリ、今密益ト同シカラス

○功存云。コレ傍論ナリ。祖師ノ現生ニ約スルハ可<sub>レ</sub>知。当生ニ約スルハ邪義ナリヤ。

●智暹云。当生ニ正定聚ヲ論スルモノハ。祖判ニ違ス。

○継成云。筆ニ著シテ邪義トイフモノ数多ナリ。コノ一文ニ就テ破スルヤ。ハタ多部ニ連貫シテ破セラルハヤ。

●智暹云。凡霖師一代ノ著述。或時ハ尊信シテ是ヲ読ミ。或時ハ疑惑シテ此ヲ見ル。三十年来研覈シテイフナリ。アニ容易ノ論ナランヤ。今此文ヲ論シ已ラハ。余文ニ及フヘシ。

一密益トハ蓮華ノ中ヘオサメラル、ト同シコト、一念ノトキ蓮胎中ニ入レトモ衆生ハ不知、是ヲ密ト云

一蓮華中ヘオサメルト云コトハ彼土ノコト、此土ノ益トハ申サレス

一此界一人念仏名西方便有一蓮生ト云ハイカ、

一西方便有トコソアレ、娑婆ノコトニアラス

一サレハコソ其西方便有ノ蓮中ニ入ルコトヲ知ラス方ヲ密益ト云、知ネトモ入ニ疑ナシ、故ニ笑螂ニモ顯密約機ト云、法体ハ不二ナリ、ソノ法体不二ノ生後ノ一益力法体ノ徳ヨリミレハ、密ニ其益アルト云コト、タトヒ此文其義アルニモセヨ、霖師一代ノ書ノ何処現生一益ヲ正業ト教タルコトアリヤ、文ニ依テ義ニヨラヌハ不了義ノ失ナリ、況ヤ折衝ハ對他ノ書ナルヲヤ

一後生滅度ノ益力密ニ今生ニ及フト云コト私ハ会得仕ラヌ、タトヒ對他ノ書ナリトモ人ノ惑ヒニナラヌヤウニハナセ書セラレヌ

○功存云。此界ニ於テ蓮華ノ中ニ託スルニ非スヤ。コレ密益ニアラスヤ。

●智暹云。不<sub>レ</sub>爾。此土ニ蓮華ナシ。タ、攝取光中ニ居スルノミ。

○功存云。爾ラハ此界一人念仏名。西方便有二蓮生ノ文ハ。如何。

●智暹云。コレハ西方ニ蓮華生ス。此界ニ蓮華生スルニハ非ス。

○功存云。機ニ一益ヲ論スルニ非ス。一益トハ法体ノ益ニシテ。当生ノ益現生ニ及フモノ。コレ法ノ理必然ナリ。

●智暹云。龍樹ノ即時入必定ニ依テ。現生正定ヲ立スル家ニ。何ソ如<sub>レ</sub>是談ヲナスヤ。法ニ於テイフモ。亦是一益ノ邪義ニ似タリ。

一 然ラハ其許ノ樹心録ニモマキラハシキ文有、彼第二  
四丁 云、言無碍信海者約二徳用一而説、無碍者謂生ト死  
 即是涅槃、煩惱・菩提二体無二也ト、已ニ此文信ノ徳  
 用ト云ハハタラキナリ、然ラハ信ヲウレハ生ト死即  
 涅槃ノハタラキアリト云コトカ、霖師ノ説モ樹心録  
 ノコ、ロモ共ニ法体ノ徳ヲ云ハ同シコト、何ノ疑フ  
 処アルヤ、自ノ書ニハ法体ノ徳ノ融シタルコトヲ云  
 ヒテ、他ノ説ヲ難スルト云ハナントモ心得カタキナ  
 リ

一 イヤ私力樹心ノ文ハ信心ヲウレハソノ無碍ノ信海ノ  
 徳用ニテ、当来ハ生死即是涅槃、煩惱・菩提提脱カ体無二ト  
 申スコ、ロナリ

一 テモ樹心ニ当来ノ言ナシ、然レハ信ヲ得タル処生死  
 即涅槃ノ義ナリ

一 イヤソレハ当来ノ言ナクテモ意ハ当来ト云コト也

一 ソレハ無理非道、サヤウノコトテハ一向論談ハナラ  
 ス、自分ノ書ハ文字カナクテモ意カアルト許シ、他  
 人ノ書ニハナセ許サスヤ

○天倪云。生死即涅槃ト云モ。亦是法ニ約ス。爾ルニ  
 樹心録ニ云。言二無碍信海一者。約二徳用一而説。無碍  
 者。謂生死即涅槃煩惱即菩提。体無二之義也。コレ  
 自己ニハ法ニ約シテ現生ノ一益ヲ談ス。而シテ他ヲ  
 難スルハ如何。

●智暹云。ステニ信ノ徳用ト云ヘリ。コレ信ノ益ニテ。  
 当来ニ生死即涅槃ノ証ヲヒラク。此土ニシテ不二門  
 ヲ証スルニ非ス。

○功存・継成・天倪。並言シテ云。ア、何ノ言ソヤ。  
 録ノ文ニ当来ノ言ナシ。何ソ転計スルヤ。

一 往相ノ回向トトクコトハ、弥陀ノ方便トキイタリ、悲願ノ心行得シムレハ、生死即涅槃ナリト云讚、是モ当来ノ言ハナケレトモ当来ノ義トスルニ非スヤ、但シ和讃ノ生死即涅槃ナリト仰セラレタハ現益ナリヤ

一 イヤ涅槃ヲ現生ノ益トハ申サヌ、法体ノ徳力理トシテ其心ヲウルコト樹心ト同シ

門人凝海代<sup>(行界カ)</sup>テ論談ヲ致シタキヨシ御家老衆ヘ願ヒ候処、今日ノ所対ハ真浄寺ナレハ、真浄寺ヲ立トシテ折節一言二言申サハ、格別其方一人引受テ問答イタシ候事叶ハス、随分声高ニナラヌ様穩便ニ可申

一 論者云、正定聚ノ名鸞師ノ所立ト祖師ノ所立ト同異イカン、又十九・二十ヲ邪定ト名ケラルハ如何

一 鸞師ハ彼土ノ正定ト仰セラルハ、祖師ハ此土正定ト仰セラル、光明摂取ヲウル処カ即横截五惡趣、ソコヲ正定聚ト云

一 五惡趣ヲ截ヲ正定聚トスルナラハ、十九・二十ノ機、邪定・不定ノ機ニ五惡趣ヲ截ノ益ナキカ

● 智暹云。讚云。往相ノ廻向トトクコトハ。弥陀ノ方便トキイタリ。悲願ノ信樂エシムレハ。生死即涅槃ナリト。コノ中亦当来ノ言ナシ。我ハコノ意ニ由テ書ケリ。タゞシ讚モ当来ノ言ナケレハ現益ト云ヘキヤ。

此間。行界。執事ニ告テ師ヲ助ント乞フ。不<sub>レ</sub>許。爾ラハ一人別ニ対論セラルヘシト乞フ。

○ 功存云。今先ツ正定聚ノ体ヲ定ムヘシ。三定聚ノ旨。七祖ノ判。高祖ノ判。同異如何。

● 智暹云。俱ニ当生ニ。必ス滅度ニ至ルユヘニ正定聚ト云フ。横截五惡趣ノ益ヲウレハ也。十九二十ノ機ハ。平生ニコノ益ヲ得ズ。故ニ邪定不定トイフ。

○ 功存云。十九二十ノ機ハ。横截ノ益ヲ得ルコトアタハサルヤ。

一十九・二十ノ機臨終ニハ五惡趣ヲ截ノ益アルヘケレトモ平生ニハナシ、修諸功德ハ自力ノ諸善万行、二十ノ願ハ万行随一ノ念仏ナルユヘ、共ニ横截ノ益ナシ

一然ラハ十九・二十ノ機ハ平生ニハ横截ノ益ナケレトモ、命終レハ正定ニ入ニ違ナキヤ

一十九・二十ノ機ノ当来正定ニ入ルハ化土ノ相ナリ、真土ニハ彼国ニ正定ハナシ、正定ハ因ナリ、滅度ハ果也、何ソ混シテ一益トスルヤ

一因果差別ナリヤ、一物ナリヤ、一物ナラハ差別スヘカラス、異ナラハ相続セス

一凝海云、何程仰セラレテモ其ハ一許不許、此方ニハウケカイマセヌ、敵者ノ決智ヲ生セネハ何分一益ノ文証ヲ引テ仰セラレ下サルヘシ

●智暹云。シカリ。臨終ニイタルマテ。ウルコトアタハス。

行界重テ助ンコトヲ乞。  
進<sup>㊦</sup>大許<sup>レ</sup>之。

○功存云。此所。法ニ約シテ云ヘハ。密ニ滅度ノ益アルナリ。

●行界云。已ニ笑螭臂ニ。顕密ハ約ニ機辺ニトイヘリ。何ソ現生ノ益。法体ノ不二ノミト云ンヤ。

○功存云。滅度ノ勢<sup>ヒ</sup>アリ。豈此土ニ通セスト云ンヤ。

●行界云。勢ハ正定ニシテ滅度ニ非ス。因果歴然タリ。

○功存云。法ノ体ヒトツナリ。

●行界云。<sup>(果カ)</sup>因界格別ナリ。何ソ合シテ一益トストイフヤ。

一御文章ニモ、此位ヲ正定聚ニ住ストモ、滅度ニ至ルトモ、等正覚ニ至ルトモ申スナリ、又是ヲ一念發起ノ信心定リタル人トモ云ナリト、是モ蓮師ノ一益ノ邪義ト云ヘキヤ

一御文章ハ正定聚ニ住ストモトハ現益、滅度ニ至ルモトハ当益ナリ、一念多念ノ証文ニ太子ノ位ヲ正定聚ニタトヘ、王ノ位ヲ滅度トノ玉フシカレハ、即位ノナキ内ハイツマテモ東宮ナリ、当来初生ノトキコソ滅度ノ王トナルヘケレ、此土ニ密ニ滅度ノ益アリトハ決智ヲ生シカタシ

一ソレ<sup>法要ニノ</sup>其コソヨキタトヘナレ、証文<sup>廿六丁</sup>云、ツクト云ハ位ニ必スノホル身ト云ナリ、世俗ノナラヒニモ国ノ王ノ位ニホルヲ即位ト云、東宮ノ位ニイル人ハ必ス王ノ位ニツクカ如シ等ト云、太子即位セネハ王トハ云ハネトモ、王ニナルヘキ太子ヲ亦王ト云テ、阿闍世太子ヲ阿闍世王ト云カ如シ、位ハ異ア

○天倪云。御文章ニ。コノ位ヲアルヒハ正定聚ニ住ストモ。滅度ニイタルトモ等トノタマヘリ。正定即滅度ニ非スヤ。蓮師モマタ邪義ナリト云ンヤ。

●行界云。至ルトハ。必ス至ルノ義ナリ。ステニ住スト至ルトノ言ハ差別アリ。

○天倪云。ステニコノ位ヲト云ルハ如何。

●行界云。否々。御定判ハ爾ルヘカラス。

●智暹云。今改テ問フ。各方ハコノ一文ニ依テ一益ノ義ヲ立セラル、ヤ。如何。

○功存云。此義傍論ナリ。正定即滅度トハ。東宮ハ必ス王ニナレハ。東宮ヲ王ト云カ如シ。

レトモ太子モ王モ体ハ一人、王ニナルヘキ徳ヲ太子  
カソナヘテ居タマフ、是密益ナリ、暁ト日中ト日輪  
ノミユルミヘヌノ差ハアレトモ、共ニ同シ日輪ノ徳  
ナルカ如シ

一何ホト仰セラレテモ得心仕リカタシ、正定・滅度一  
益ノ文証ヲ出シタマヘ、又正定聚ハ現益カ密益カ

●行界云。コレ因中説果ナリ今ノ例ニアラス。試ニ問  
フ。正定ハ顕益ナリヤ密益ナリヤ。

○功存云。正定ハ顕益ニシテ。滅度ハ密益ナリ。両土  
ニ通ス。

●行界云。若顯若密。滅度此土ニ通ストナラハ。祖文  
ノ的証ヲ出サルヘシ。

○功存云。煩惱即菩提ト云モ。彼土ノコトニハアラス。

●行界云。彼土ニ至ツテ証スルトコロ。現益ニ非ス。

○功存云。彼土ニ煩惱ナケレハ。彼土ニ約シテハ。煩  
惱即菩提トハ云ハルヘカラス。

●行界云。彼土ニ煩惱ナシトイヘトモ。サトルトキハ  
煩惱即菩提ト証知スルナリ。不<sub>レ</sub>爾ハ此土ニテ証スト  
スルヤ。

一 鸞師ハ密、祖師ハ現益ナリ、喩ヘハ明日左大臣ニナルヘキ人ナレハ、今日左大臣ト云テモ咎ナキカ如シ

一 左大臣ノタトヘハ因中ノ果ノコト、合シテ一益トスト云ハ違フ

一 合為一益ト云ハ、曉ト日中ト日ノ体カラ云ヘハ一ツト云コトナリ

一 正定聚ヲ曉ニタトヘタコトドコニコサルソ

一 必至無上淨信曉ト云ニハアラスヤ

一 ソレハ無明ノ闇ハレ、疑ノ夜ノ明タ処ヲ曉トノタマフコト、密益ト有テモ益ト云モノハ手前ニ得ネハ益トハイハレヌ、何ソ滅度ヲ現生ニ手前ヘウル理アラシヤ、何分文証ヲ出シタマフヘシ

一 其手前ヘ得ルコトヲ知ネコソ密益ナレ、知ホトナレハ密益ニ非ス、文証モアルマシキニアラネトモ、文証ハカリヲ守ルヘキヤ、理在絶言、現量・比量・聖

○ 継成云。文証ナシトイヘトモ道理顕然タリ。正定ハ曉ノ如ク。滅度ハ日中ノ如シ。溪師ノ言ヘルコトアリ。明日左大臣ニナルヘキ者。今日ヨリ左大臣ト云ニ同ジ。

● 行界云。涅槃ノ曉ヲ以テ正定ト名ルコト。イハレナシ。正定ハ滅度ノ明相ナルニヤ。

○ 功存云。必至無上淨信曉ト云。コレ曉ハ正定ニ非スヤ。

● 行界云。彼ハ疑闇ノ晴レタルヲ云フ。正定ハ曉ナルニ非ス。現生滅度ノ的証。速ニ示サレヨ。

○ 功存云。理已ニ極成セリ。何ソ強テ文証ヲ求シヤ。

●行界云。敵者ノ決知ヲ生スルニ非スンハ極成ト云フヘカラス。理証ステニ不<sub>レ</sub>成。強テ極成セシメントナラハ。文証ニ非スンハアタハシ。

○繼成云。然ラハ真ニ邪義トナツクルヤ。

●行界云。邪正ハ御役中ノ裁判アルヘシ。

○功存云。文ニ已ニ雖<sub>レ</sub>通<sub>ニ</sub>現生密益ト云。雖ノ字如何。

●行界云。雖字ハ義兩向ヲ兼ルノ辞ナリ。滅度現生ニ通スルノ義勿論ニシテ。更ニ義ヲ設ルノ文也。

○功存云。理実ノ談如何。理証ハ受サルヤ。

●行界云。向キノ理証一許一不許。極成セサル故ニ教証ヲ乞フ。

○繼成云。文ニ拘テ義ヲ害ス。依<sub>レ</sub>義不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>文ヲシラスヤ。暁ト日中ト理能ク通ス。

●行界云。折衝編ニ一益ノ文理顕然タリ。

一王ト太子トノ喩ヘノ如ク、昔ノ太子ハ今ノ王、今ノ王ハ昔ノ太子、広大無碍ノ信心因ノ正定聚ニ果ヲ即シ、果ノ滅度ニ因ヲ即ス、是ヲ常山ノ蛇勢ト云、ヨク／＼工夫シテ見ラルヘシ

一何分文証ヲ出シタマヘ、滅度カ現生ニ通スルト云コト領受致シカタシ、煩惱即菩提ハ彼土ノ妙証ニテこそアレ、此土ニハ通セス

一強テ彼土ニ局ルト云ハ、彼土ニハ煩惱ナシ、何ヲ以テ煩惱即菩提ト云ヘキヤ  
(悩脱カ)

○功存云。現生ニ通スル辺ハ正意ニ非ス。タゞ相通スル辺ヲ云ノミ。雖ノ字奪テ正意ニ帰ス。

●行界云。雖字奪フトイハ、。両向ニシテ。上ニ現益ヲ主トシテ。更ニ奪テ彼土ノ顕益ヲ示スヤ。

○功存云。<sup>(太カ)</sup>大子ト王位ト。ソノ体コトナラス。昔ノ大子今ノ王。今ノ王昔ノ大子ナリ。阿闍世大子ヲ阿闍世王ト云カ如シ。

●行界云。阿闍世王ハ因中説果也。若体一也ト云ハ、。相好ハ如何。

○功存云。相好ハ通セス。シカルニ真如一実ノ信海トイフ。是密ニ通スルノ義ナリ。

●行界云。因中説果ノ故ニ。真如一実ノ信海ト云。今ノ文ノ如キハ。一益ト云ヒ。因果相即ト云。因中説果ト云ヘカラス。

○功存云。因果共ニ二土ニ通スル故。常山ノ蛇勢ノ如シ。

一大進殿、今日ハ晩景ニモ及フ、論ヲヤメラレ重テ出合アルヘシト云

于時丁亥五月十七日未剋ヨリ対論

論者越前平乗寺功存  
同 豊前永照寺継成  
同 同州西浄寺天倪  
知事 覺嚴  
能化侍者 教隆  
同 北天  
同 徳嚴  
筆記 仰誓

●行界云。一益ト云。相即ト云。理証極成セス。

●泰乗云。常山ノ蛇。首ヲ撃テハ尾至リ。尾ヲ撃テハ首至ルトナラハ。乃チ正定ノ時。即滅度ニ至ル。救釈スヘテ不<sub>レ</sub>成。

執事<sup>◎大進</sup>云。論時良久シ。御前ニモ御退屈アルヘシ今日ハ先ツコレマテニテ相止ラルヘシ。

○継成云。今日ノ論。半途ナリ。

●智暹云。重テ現生一益ノ文証ヲ出サルヘシ。

○継成云。考ヘハ文証モナキコトハアルヘカラス。先ツ預リ置申スヘシ。

## 近世の本願寺、その日その日

——『本寂上人日記』の本願寺別荘の記事——

左右田 昌幸

筆者はこれまでに種智院大学密教学会『密教学』（五・五六号、二〇一九・二〇年）の「近世の本願寺、その日その日——近世本願寺の別荘をめぐる——」（正・続）で、近世の本願寺の別荘に関する本願寺の日記記や諸国記の記事を紹介してきました。

本願寺の記録以外では、『本寂上人日記（第八巻）』（二〇二二年、宗教法人真宗興正派・大原観誠校訂）にも、本願寺の別荘に関する記事があります。天保五年（一八三四）十二月六日条です。本願寺の別荘についてあらたな事実が明らかになるというより、近世における本願寺と興正寺との関係について考える、ささやかな事例になると感じる内容です。記事を提示しましょう。

一本門主別荘、○吉祥院村故松村某之隠居召上、真実館 下辺下向之節小休、仍持仏有之由、――の榜敷、○東山露山開扇亭、○嵐山麓筆屋某宅召上、枕流亭、○東山靈山山内シユク阿弥宅召上候而号翠紅館 光沢大僧正筆、茶室号送陽 大徳寺 由筆 西向 云々、音流物語候事

記事の最後に「音流物語候事」とありますので、興正寺の堂達明音寺音流が興正寺本寂に本願寺の別荘について「もの語り」したことを、本寂が日記に筆記した記事です。本寂と明音寺のあいだで、どのような会話の流れがあつて本願寺の別荘が話題になったのかは判りません。本願寺の別荘に関する明音寺の認識には、多くの事実誤認があります。明音寺のあやふやな話の内容を、そのまま日記に筆録した本寂も、本願寺の別荘に関して正確な知識を持っていなかったことが窺われます。

では、事実誤認をあげてみましょう（なお、根拠となる史料のうち、前記の拙稿などで紹介したものについては、いちいち注記することは控えます）。

まず吉祥院村の本願寺の別荘は、陽泉亭と称されてきました。「召上」となった「隠居（の建物）」が真実館と称されたことは、本願寺側の記録では確認できません。「召上」についても、単純ではない事態の進行がありました。真実館という名称については、本願寺に買得される以前の名称であつた可能性もありますが、買得に際して真実講が組織されて資金の調達にあつたことから、真実館という名称の誤解が生まれた可能性を感じます。また、「故松村某」とは、「都林泉名勝図会」の「吉祥院村中 陽泉亭 林泉主人松翁造る」とある「松翁」で、雑色松村三郎左衛門のことだと推定されます。さらに、本願寺の宗主が下向するときの休憩所となっていたの

で、「仍持仏有之由」ということも、筆者が把握している範囲では確認できません。

二つ目の「東山露山開扇亭」という記事にも、かなりの事実誤認があります。まず露山は東山を越えた山科です。東山清閑寺村の渋谷街道沿いにあった開扇亭と山科の別荘露山屋敷との混同があります。本願寺の宗主は山科御坊への御成や露山屋敷での避暑に御成する道中、開扇亭で休憩することがありました。事実誤認の原因の一つかもしれません。もう一つの可能性は、本願寺御庭焼の露山焼の窯が、高橋道八によって清閑寺の裏山に築かれたとされることなどが影響したのでしょうか。

三つ目の「枕流舎」については、本願寺の記録では「亭」ではなく、枕流舎と称されていました。「筆屋某宅召上」となっている点も、本願寺側の記録では確認できません。枕流舎は、天保四年（一八三三）二月に成就講が嵯峨嵐山麓の狭小な地面に建築して広如宗主に献上した座敷です。枕流舎が建設された地面は、筆屋の居宅地ではなく、渡月橋を南に渡った岩田山麓の真言宗寺院法輪寺の土地で、法輪寺が毎年、天龍寺に支払っていた「大堰川渡月橋床料」（銀三百五十目）を成就講が肩代わりする条件で使用を許されました（留役所「山城諸記」六十九番嘉永五年三月七日条）。法如宗主と文如宗主は、嵯峨二尊院や嵯峨辺への御成のときに筆屋座敷にも「御入」していますので、そのあたりの状況が事実誤認の基になっ

ているのかもしれませんが。

翠紅館について「シユク阿弥宅」とある点については、どうでしょうか。本願寺以外の記録では叔阿弥と表記されることもあります。本願寺の記録では天保四年に霊山御屋敷として本願寺の所有になる以前、法如宗主の御成先を「霊山宿阿弥」とする記事があります。所有になって以降の天保七年七月には、翠紅館の下部（管理人でしょう）が「宿阿弥御下部庄助」と記されています。本願寺では翠紅館を、霊山正法寺の山内の東光寺の跡地と記載することが多いのですが、正法寺塔頭の多くが阿弥号を名乗って貸席を営み、翠紅館がその一つとして始まっていることは間違いないと考えられます。このような意味では「シユク阿弥宅」という記載は正確だと思われるのですが、明音寺音流は「シユク」という音でしか認識していなかったのでしょうか。

本寂の日記には、枕流舎・翠紅館についても陽泉亭と同様に「召上」とありますが、本願寺側の記録からは、いずれも単純に「召上」とは表現できない状況を窺うことができます。

本寂の日記における本願寺別荘に関する記事は、そうじて誤認が多いのですが、こんな面にも興正寺と本願寺との「近くて遠い関係」が現れているのかもしれませんが。

（さうだ まさゆき 種智院大学特任教員）

本願寺史料研究所委託研究員）

※ ※ ※ ※ ※

## 《研究所の諸活動(二〇二五年度)》

- 1、本願寺史料研究所保管の文書整理について
- 2、『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第六九号、二〇二五年九月三〇日発行

第七〇号、二〇二六年三月三〇日発行

- 3、ホームページの更新

- 4、本願寺文化財に関すること(本願寺内務室より依頼)

- 5、史料調査

- 6、研究視察

- 7、公開講座

長上深雪「本願寺と社会事業」

安部弘得「明和の法論—学林所化衆と播磨智遍の諍論—」

二〇二六年一月一二日に開法会館にて開催し、同年二月

二日から一三日までオンライン配信を実施

- 8、原稿校正・執筆

- 9、他部署よりの依頼

- 10、その他

(1) 本願寺・真宗史に関する質問への回答

(2) 他の研究機関・研究者との研究連携

## 《編集後記》

『本願寺史料研究所報』第七十一号をお届けします。

安部弘得氏の論考は、第六十四号でご紹介いただいた『対論筆記』と、明和の法論における基礎的史料と位置づけられている『鞆之間論議』とを対照するものです。

この対照作業の続編もいずれ掲載する予定です。この基礎的作業の上に描き出されることになるであろう明和の法論研究もいずれ公になされることを大いに期待しながら首を長くして待ちたいと思います。

左右田昌幸氏には、『本寂上人日記』に記されている本願寺別荘について論じていただきました。本願寺と興正寺の当時の関係性の一端が分かる興味深い論考です。

さて、令和八年度となりまして、当研究所の陣容も改まりました。四月より神保尚子氏(研究員)・北嶋阿弥氏(臨時勤務員)に加わっていただきました。これを機に、当『所報』もさらなるパワーアップを期待したいところですが、これまでと変わらず、焦らずコツコツと成果を積み重ねていくことが何よりも大切です。

成果は一日にして成らず。速効性のある成果を求めがちな昨今、人文科学の基礎研究が軽視されることは、力強く聞こえのよい言葉の裏側を見抜く力の喪失につながるでしょう。その喪失がもたらした約八十年前の結末を知る私たちにできることは、何が残されているのでしょうか。思案と苦悩が続きます。